

化審法第一種特定化学物質の指定等について

【審議事項の概要】

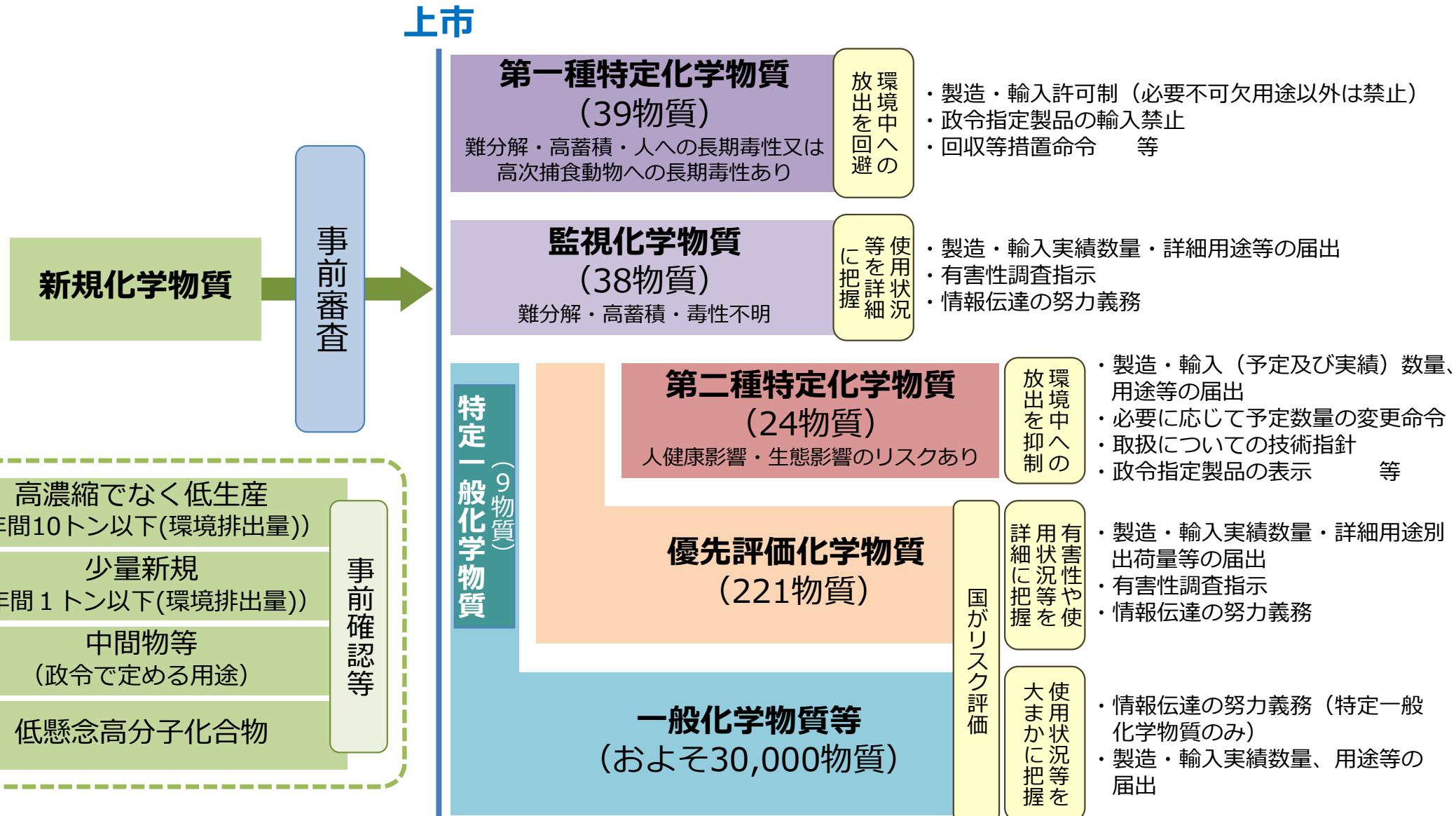
令和7年12月17日

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課
化学物質安全対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

上市前の審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止



※物質数は令和7年12月時点のもの

第一種特定化学物質に対する主な規制措置

① 製造・輸入の許可制（事実上の禁止）

一特の規制

- 経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造・輸入してはならない（法第17,22条）。
- 許可は、国内での需要に照らして判断される（法第20,23条）。製造は省令に定める製造設備に係る技術上の基準に適合しなければならない（法第20条）。

② 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止

一特が使用された製品の規制

- 政令で定める第一種特定化学物質が使用されている製品は、輸入してはならない（法第24条）。

③ 政令で定める用途以外の用途での使用禁止（エッセンシャルユース）

一特の規制

- 第一種特定化学物質は、二つの要件（代替が困難であること。使用されることにより人・生態動植物に被害を生ずるおそれがないこと）に適合するものとして政令で定める用途以外の用途で、使用してはならない（法第25条）。
- 当該用途において第一種特定化学物質を使用する事業者は、あらかじめ主務大臣に届出を行わなければならない（法第26条）。

④ 製造・取り扱う場合の技術上の基準への適合

一特の規制

一特が使用された製品の規制

- 製造の許可を受けた第一種特定化学物質を製造する事業者は、製造設備に係る技術上の基準に適合するように維持しなければならない（法第28条第1項）。
- 第一種特定化学物質又は政令で定める第一種特定化学物質が使用されている製品を取り扱う事業者は、省令に定める取扱いに係る技術上の基準の遵守しなければならない（法第28条第2項）。

⑤ 容器、包装又は送り状における表示

一特の規制

一特が使用された製品の規制

- 第一種特定化学物質等を取り扱う事業者は、第一種特定化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する場合には、定められた表示をしなければならない（法第29条第2項）。

⑥ 第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令

一特の規制

一特が使用された製品の規制

- 主務大臣は、第一種特定化学物質の指定等の際、当該物質等の製造・輸入の事業者に対して、回収を図ること等必要な措置を取るべきことを命ずることができる（法第34条第1,2項）。
- 第一種特定化学物質に関する規制に違反して製造等を行った者に対しても、同様である（同条第3項）。

⑦ 第一種特定化学物質の疑いのある化学物質に係る勧告

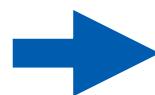
- 第一種特定化学物質の要件に該当すると疑うに足りる理由があるときは、その化学物質の製造・輸入の事業者・使用する業者に対し、その製造・輸入・使用的制限に関し、必要な勧告を行うことができる（法第38条第1項）。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

=次の全てに該当する物質

- ①長期毒性あり(人又は生態)
- ②難分解性
- ③高蓄積性
- ④長距離移動性



1カ国に止まらない
国際的な環境汚染防止
の取組が必要



製造・使用等の
原則禁止

POPsによる環境汚染防止のため、**国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等**を行う。

- 平成13年5月採択、我が国は平成14年8月に締結、平成16年5月発効。
- 令和7年12月現在、186ヶ国及び欧州連合が締結。
- 締約国会議（COP）は2年に1回、これまで12回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）で審議される。

POPs条約に基づき各国が講ずるべき対策

POPs条約附属書A,B,Cに掲載されている化学物質は次のとおり^{※1}。COPの決定により改正される附属書の発効は、国連事務局が各締約国に通報してから1年後であり、それまでに国内で担保するための所要の措置を講ずる必要がある。

附属書A（当該化学物質の製造・使用を禁止（適用除外の規定あり））

アルドリン、アルファーへキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデン、クロルデコン、デカブロモジフェニルエーテル、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサブロモビフェニル、ヘキサブロモシクロドデカン、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサクロロブタジエン、リンデン、マイレックス、ペンタクロロベンゼン、ペンタクロロフェノールその塩及びエステル類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む）、短鎖塩素化パラフィン（SCCP）、エンドスルファン、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、トキサフェン、ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質、メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328、**クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質**

附属書B（当該化学物質の製造・使用を制限（認められる目的及び適用除外の規定あり））

1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（DDT）、ペルフルオクタンスルホン酸（PFOS）との塩、ペルフルオロオクタンスルホニルフオリド（PFOSF）（PFOSについては半導体用途や写真フィルム用途等における製造・使用等の禁止の除外を規定）

附属書C（当該化学物質の非意図的生成から生ずる放出を削減）

ヘキサクロロベンゼン（HCB）^{※2}、ヘキサクロロブタジエン^{※2}、ペンタクロロベンゼン（PeCB）^{※2}、ポリ塩化ビフェニル（PCB）^{※2}、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む）^{※2}

※1 附属書A,B,C以外の必要な措置として「POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理」「国内実施計画の策定」「POPsに関する調査研究、モニタリング等」「途上国に対する技術・資金援助の実施」がある。

※2 HCB、ヘキサクロロブタジエン、PeCB、PCB、ポリ塩化ナフタレンは附属書Aと重複。

審議事項

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約新規対象物質の化 審法第一種特定化学物質への指定及び所要の措置について

(審議予定物質：クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン
(MCCP) 並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸
(LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

POPs条約第12回締約国会議（COP12）の結果の概要

ストックホルム条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の勧告を踏まえ、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質について、附属書A（廃絶）への追加を決定した。

○日時：令和7年4月28日～5月9日

○場所：ジュネーブ（スイス）

○POPRC20の勧告を踏まえ、以下の物質について、附属書A（廃絶）への追加を決定

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
クロルピリホス	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none">・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定あり^{*2}) —農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除 —農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除 等
中鎖塩素化パラフィン <small>(炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)</small>	金属加工油剤・難燃性樹脂原料等	<ul style="list-style-type: none">・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり^{*2}) —特定用途等の金属加工油剤 —特定用途の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴム
長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質 ^{*1} <small>(炭素数9～21までのもの)</small>	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	<ul style="list-style-type: none">・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり^{*2}) – 交換部品として設計された半導体 – 大量生産を中止した自動車の交換部品

*1 LC-PFCA関連物質とは、環境中で分解してLC-PFCAを生成する化学物質をいう。

*2 参考資料4にPOPs条約上の除外規定の詳細を記載

審議会における化審法に基づく措置の検討事項

POPs条約において製造・使用等が原則禁止された化学物質について、薬事審議会において化審法に基づく措置として検討が必要な事項は主に次の①～④である（①を検討した上で、②～④を検討する）。

- ①当該化学物質を第一種特定化学物質に指定すること（法第2条第2号）
- ②例外的に使用を認める第一種特定化学物質の特定用途を指定すること（法第25条）
- ③取扱いに係る技術上の基準を定める第一種特定化学物質が使用されている製品を指定すること（法第28条第2項）
- ④輸入を禁止する第一種特定化学物質が使用されている製品を指定すること（法第24条第1項）

について薬事審議会等において審議し、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

①について

化学物質調査会等3省合同審議会で審議済※（令和7年6月22日開催）

②～④について

化学物質調査会等3省合同審議会で審議済※（令和7年9月19日開催）

⇒①～④について

化学物質安全対策部会で審議（令和7年12月17日開催）

(今後の予定)

- ・パブリックコメント・TBT通報等を経て、改正政令公布（令和8年以降）
- ・化学物質安全対策部会において、省令で指定するLC-PFCA関連物質（個別物質）に係る審議（令和8年以降）
- ・LC-PFCA関連物質の具体的な物質群の指定に係る省令の公布、政省令の施行（令和8年以降）

①第一種特定化学物質への指定

現状等

- POPs条約においては、条約対象物質について、製造及び輸出入、使用を原則禁止する等の措置を講じることとしている。我が国においては、対象物質に関する製造及び輸出入、使用の規制についてを化審法等に基づき、所要の措置が講じられている。令和7年4月に開催されたPOPs条約第12回締約国会議（COP12）において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質（以下「3物質群」という）が同条約の附属書Aに追加することが決定された。
- 当該3物質群について、その第一種特定化学物質への該当性の評価検討を行った。
- 当該3物質群については、POPsとしての要件を満たすことがPOPRCにより既に科学的に評価されているとともに、その他の機関においても、分解性、蓄積性、人の健康への影響、及び動植物への影響に係る知見が蓄積されている。
- これらの知見を踏まえると、当該3物質群は難分解性、高蓄積性、かつ長期毒性を有し、第一種特定化学物質相当の性状を有するものであると考えられる。



対応（案）

- 当該3物質群を化審法第2条第2項に基づく**第一種特定化学物質に指定**。
- LC-PFCA関連物質の規定に当たっては、「例示的リスト」の変更があっても機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするため、**具体的な物質群は省令において別途定める**。

①第一種特定化学物質への指定

(1) LC-PFCA関連物質については、環境中で分解してLC-PFCAを生成する化学物質と定義されており、様々な化学物質が該当する可能性があるところ、POPRCが例示的物質リストを作成しているが、当該リストの変更があった場合でも、機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするために、政令においては、POPs条約の定義を引用してLC-PFCA関連物質の外延を規定し、具体的な物質については、省令において別途指定する。

(政令での規定案)

ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が8以上20以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）

(2) 省令で別途指定する具体的な物質としては、POPRCの第20回会合で示された例示的リストに収載されている物質の中から、文献情報等を踏まえ、環境中で分解してLC-PFCAを生成することが十分に考えられる物質として、以下の要件を満たすものについて、今後開催される3省合同会合及び化学物質安全対策部会の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において指定する。

(指定要件)

フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合した炭素数8以上20以下のペルフルオロアルキル基を有する化合物

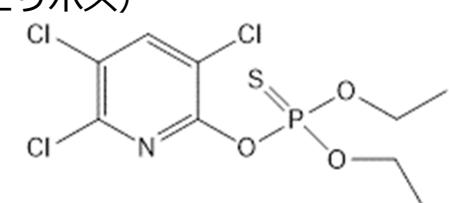
(参考) 指定対象物質の名称及び構造式について

クロルピリホス

(1) 政令名称案

- チオりん酸O・O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)

(2) 主な用途 殺虫剤

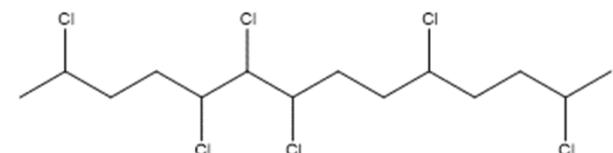


中鎖塩素化パラフィン (炭素数14~17までのものであつて塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)

(1) 政令名称案

- ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。)

(2) 主な用途 金属加工油剤・難燃性樹脂原料等



(構造式の例)

長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質 (炭素数9~21までのもの)

(1) 政令名称案

- ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が9以上21以下の中に限る。) (別名長鎖P F C A) 又はこれらの塩
- ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が8以上20以下のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が9以上21以下のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)

(2) 主な用途 フッ素ポリマー 加工助剤、界面活性剤等



②例外的に使用を認める第一種特定化学物質の特定用途の指定

現状等

- 化審法第25条において、代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限することとされている。
- 代替困難な用途を指定する場合、当該用途は、POPs条約で除外が認められている用途でなければならない。
- クロルピリホスは、POPs条約において、農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除、農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除などの用途を適用除外することが認められているものの、我が国においては、製造、輸入等の実績なく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。
- MCCPは、POPs条約において、特定用途等に使用される金属加工油、特定用途の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴムなどを適用除外とすることが認められているものの、関連業界では、代替物質への転換の検討が進められており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。
- LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質については、POPs条約において、交換用部品として設計された半導体、大量生産を中止した自動車の交換用部品などの用途を適用除外とすることが認められているものの、関連業会では、代替物質への転換の検討が進められており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。



対応（案）

- 上記より、これら3物質群については、化審法第25条に基づく例外的に使用を認める特定用途の指定を行わないこととする。

③取り扱いに係る技術上の基準を定める第一種特定化学物質が使用されている製品の指定

現状等

- 化審法第28条第2項において、第一種特定化学物質及びその含有製品の取扱事業者は、別途定める取扱上の技術基準を遵守することとされている。
- また、化審法第29条第2項において、容器等に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する事項を表示することとされている。
- LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質（以下「LC-PFCA等」という。）が使用されている製品のうち、既に在庫等の形態で製品として国内に存在し、使用が継続される可能性があり、かつ環境汚染の可能性がある製品として、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が挙げられる。
- 現時点でLC-PFCA等が使用された泡消火薬剤の存在や、国内への輸入状況は確認されていないものの、**海外でLC-PFCAを使用した泡消火薬剤の製造実績がある**ことから、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましい。



対応（案）

- LC-PFCA等を使用している**消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤**を、化審法第28条第2項に基づく**取り扱いに係る技術上の基準に従わなければならない製品として指定**。

④輸入を禁止する第一種特定化学物質が使用されている製品の指定

現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 3物質群については、国内における使用状況、製品の輸入状況、及び、海外における使用状況の調査を行った結果、以下の製品について、過去に国内外で製品の製造実績が確認されている。

物質名	製品
クロルピリホス	<ul style="list-style-type: none">木材用の防虫剤
MCCP	<ul style="list-style-type: none">樹脂用の可塑剤潤滑油、切削油及び作動油接着剤及びシーリング用の充填料 <ul style="list-style-type: none">生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤塗料はつ水剤及び纖維保護剤
LC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質	<ul style="list-style-type: none">業務用写真フィルム潤滑油塗料はつ水剤及びはつ油剤接着剤及びシーリング用の充填料 <ul style="list-style-type: none">消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤ワックスはつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物



対応（案）

- 当該3物質群が使用されている 上記製品は、
 - 今後とも輸入される蓋然性が否定できず、
 - 輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、

化審法第24条第1項に基づく輸入禁止製品として指定。